

登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号に掲げる住宅の種別に係る施行規則第九条第一号から第三号までに定める区分
登録番号	国土交通大臣登録 第8号
登録の有効期間	平成25年6月4日から平成30年6月3日
氏名又は名称	株式会社東日本住宅評価センター
代表者の氏名	代表取締役社長 村田 新輔
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番5号 電話番号 045 (503) 3801
実施する住宅性能評価の種類	設計住宅性能評価 建設住宅性能評価 (新築住宅) 建設住宅性能評価 (既存住宅)
住宅性能評価を行なう住宅の種類	1棟あたりの床面積(増築の場合は増築後の床面積)の合計が5,000㎡以内(3,000㎡を超えるものは、認証型式部材等を有する建築物に限る。)、かつ、地上8階以下で高さ28m以下の建築物(地上5階以上の建築物は東京都及び神奈川県内のものに限る。)
業務を行なう区域	設計住宅性能評価：日本全域 建設住宅性能評価：北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県